

○会長 皆さん、こんばんは。本当に急に寒くなりまして、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今日は第2回目ということですが、予定ですと、今日が今年度の最後の協議会になります。ということで、皆様の積極的なご意見を頂戴できたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題1「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の令和5年度実施状況報告について」事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（宮澤係長） 事務局の宮澤です。議題1「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の令和5年度実施状況報告について」、資料1、実施状況報告書（案）に基づきご説明いたします。なお、令和5年度は第8期介護保険事業計画の計画期間3年間の最終年度に当たります。

これより先は、着座にて失礼いたします。

それでは、報告書の1ページをお開きください。高齢者等の状況と見込みについてであります。

(1) 人口については、住民基本台帳を基に各年10月1日現在の比較になります。市の人口につきましては、令和4年度は前年度と比較して減少しましたが、令和5年度は再び増加に転じ、8万5,000人台を回復いたしました。

また、年齢別に見ますと、0歳から14歳の年少人口のみ令和5年度推計値を下回っており、そのほかの年齢帯は全て推計値を上回っております。

続きまして、2ページをお開きください。

高齢化率につきましては、令和5年10月1日現在の高齢化率が27.6%、後期高齢化率は16.0%となっております。特に後期高齢化率の伸びは顕著でして、前年度比で0.6ポイント増加しておりますが、こちら推計値16.1%と比較しますと0.1ポイント低い実績となりました。

3ページをご確認ください。

認定者数の総数及び認定率はともに増加傾向にあり、認定者数の総数については、推計値を8人上回りました。一方、認定率については0.2ポイント推計値を下回っております。内訳としましては、要介護の認定者数は推計値を下回る数値となっておりますが、要支援の認定者数は推計値を上回って推移しております。

続きまして、4ページをお開きください。

こちらの表は、介護度別の認定者の割合となっております。棒グラフの下から、要支援1、要支援2、一番上が要介護5という積み上げになっております。割合としましては、要支援1から要介護1の介護度の低い方が多くを占めているという状況です。

要支援1、要支援2及び要介護1の認定者割合は、引き続き増加傾向にあり、その合計割合は58.2%と全体の半数を超え、また推計値を上回っております。一方で、要介護

5の認定者割合は、平成31年以降減少が続いており、推計値を下回っております。

引き続き、健康づくり・介護予防に関する事業を実施し、介護度の重度化防止などに努めていく必要があると考えられます。

続きまして、5ページからになります。こちらは8期の基本理念と目標、重点プランについて掲載しております。

6ページ及び7ページをお開きください。このページ以降は、各種事業に対する評価をまとめております。

では、8ページをお開きください。

ここで訂正がございます。8ページの1、基本施策の1、地域包括ケアシステムの推進・深化の(4)地域ケア会議の推進におきまして、評価0の項目が1件と記載しておりますが、こちらは誤りでございます。正しくは、評価3が3件、評価0は0件になります。大変申し訳ございませんでした。

その結果としまして、令和5年度の実施状況の全体的な状況としましては、全87事業のうち、2つの事業につきましては実施せず、評価0という結果になっております。このうち、8期計画の重点目標に掲げた事業の中から幾つか報告をさせていただきます。

9ページをご覧ください。

重点目標の1、地域包括ケアシステムの推進・深化から、1-(1)-2、地域包括ケアシステムについての市民に対する普及啓発についてでございますが、令和5年度は「ささえあいの地域づくりに向けて」をテーマに講演会を開催し、91人の市民の方にご参加いただきました。一方で、3年間で延べ300人の参加を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から未実施とした年もあり、結果として3年間で184名の参加にとどまりました。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

1-(3)-12、市民参加型の認知症になっても住みやすいまちづくりでございますが、認知症ガイドブックの改訂を行い、高齢者ほっと支援センターしみずや、ただいまオレンジについて新たに追加しました。その上で、見やすく分かりやすいガイドブックを目指し、改訂しております。

続きまして、18ページをお開きください。

重点目標の2、包括的な相談・支援体制の充実の中から、2-(1)-20、高齢者ほっと支援センターの体制強化につきまして、令和4年度10月に高齢者ほっと支援センターしみずを開設いたしまして、令和5年度は4センター体制による運営を1年間通して行った初めての年になります。その点についてこちらで評価をさせていただいております。

続きまして、25ページをお開きください。

重点目標の3、健康づくり・介護予防の推進の中から、3-(1)-38、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきまして、保険年金課を中心に地域包括ケア推進課と

健康推進課の3課で連携し、通いの場への積極的な関与といたしまして体力測定会を実施しております。令和5年度は体力測定会を4回開催し、延べ172名にご参加いただくことができました。

続きまして、40ページをお開きください。

重点目標の4、介護保険サービスの充実・強化から、(4)介護人材の確保等の4-(4)-64、市認定ヘルパー養成講座につきまして、こちらは東大和市のみで有効な市認定ヘルパーの資格を取得できる講座を開催しております。3日間の講座を2期行い、延べ13人の市認定ヘルパーを養成することができました。一方で、就労率に課題がございますので、引き続き市認定ヘルパーの就労率向上を目指してまいります。

最後に、45ページをお開きください。

重点目標の5、住まい・日常生活支援の充実の中から、5-(3)-81、高齢者への虐待防止についてでございますが、市報等で高齢者への虐待防止の保護、高齢者を支える家族等への負担軽減について普及啓発を行いました。また、令和5年度は、介護保険サービス事業所、関係機関等を対象に、高齢者虐待対応研修会を開催いたしました。

報告は、以上とさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、第8期事業計画の最終年度である令和5年度の報告を受けましたけれど、委員の皆様からご質問、ご意見等頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員 それでは、4ページ、要介護度別の認定者割合のところでお教えいただきたいと思います。

軽度者が推計値を上回っていたということで、確かに第8期では、全体的に軽度者については推計値を上回って実績値が推移しておりますね。この原因というのは、第7期の最後、令和2年度に申請控え、コロナ禍があったものですから、申請控えで軽度者の認定率がぐっと下がっていました。前年度にも下がったような状態で推移をしていますので、それを基に推計値を算出されておりますので、なので実績値がそこを上回っているというような認識で、まずはよろしいでしょうか。

○事務局(里見課長) ご意見ありがとうございます。複数、恐らく要因があるのかなというふうには考えております。なので、委員のおっしゃっている要因も一つあるかなと思います。

あと、東大和市は、全国もしくは東京都と比較しても、比較的軽度者の方の割合が多くて重度者の方の割合が少ない。その一つの原因として私たち今考えているのは、年齢構成も影響あるかなと思います。85歳を過ぎますとどうしても介護度が上がってくるのですが、東大和市の人口構造上、85歳以上の人口がそこまで現時点では多くないので、軽度者が多いのではないかなというのが一つあります。また、東大和市の取組としまして介護予防に力を入れている部分も一つ、こちらのほうが、皆さんが取り組んでくださって

いる結果もあると考えております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。確かに、しかし推計値がそうだとすると、実績値を見ると、全体の要介護認定率は推計値をやや下回っていますけど、それにも関わらず軽度者の割合が結構多いということで、ここに書かれているように、重度化予防というのも大事だというのはそのとおりかというふうに存じます。

これの具体的な今対策っていうのはどういうふうにされているのでしたっけ。すみません、改めてお教えいただければと思います。重度化予防ですね。

○事務局（宮澤係長） 事務局の宮澤です。重度化予防としまして、我々のほう、委員もご承知のとおりかとは思いますが、介護予防リーダー、また、体操普及推進員、これらの方を筆頭に、予防に重点を置いて、市民の方に健康になるものという取組は進めております。

また、こちら通いの場であったりも、今第2層協議体を中心に進めてまいります。外に出るところでも、重度化防止の観点で進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○委員 なるほど。ありがとうございます。そうすると、そういう介護予防リーダーさんの活動とか通いの場に、要支援とか要介護1とかっていうのも積極的に入っていただけるような手を打つと、手を打っておかれるということによろしいでしょうかね。

○事務局（宮澤係長） 事務局の宮澤です。おっしゃるとおりで、要支援、要介護に関わらずご参加いただくというところは、我々認識として変わりませんので、そういう方もぜひ参加していただきたいと考えております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。ほかに、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

お願いします。

○委員 3点ぐらい質問があるのですが、まず、18ページの2-(1)-20、ほっと支援センターの増設の件ですけども、今まで3か所だったのが4か所になったということですね。それで、1センター当たりの担当高齢者数が6,000人程度になるよと。年間で6,000人ということだと思っておりますけども、かなりの数字だと思うのですが、そうすると4か所ということは、今度2万4,000人分の対応をするということだと思うのですが、大体。これ、3か所が4か所になったということは、対応するスタッフの数もそれと同じ割合で増えているということなんでしょうか。その辺が、場所が4か所になってスタッフの人数がそんなに増えてないと、ちょっと対応が難しいのがあるのではないかと懸念します。

それから2番目が、26ページの3-(2)-40、シルバー人材センターの件で、高齢者社会を迎えて、年金受給できる年齢まで企業等で働く人が多くなっている傾向がある

ので、会員数の確保が課題になっていると。これはシルバー人材センターっていうのは、要請があったときにそれに値する、対応ができる人材を派遣する、仕事をしていただくということだと思うのですが、年金受給できる年齢まで、60歳から65歳までの方が登録してはいけないということなんですかね。別に仕事をしていても、毎日このシルバー人材センターの仕事があるわけではないと思うので、登録さえしておけば、日程調整をして対応できるのではないかと単純に考えました。それを教えていただきたいです。

それから3つ目が、39ページの4-(4)-62番、パンフレットをつくるということが、結局つくれなかったので、東京都が作成したパンフレットを配布したと書いてありますが、これは何でつくれなかったのか分からないのですが、その辺のところと、その代案として東京都が作成したパンフレットを窓口で配布した。これは窓口っていうのは、市役所じゃなくて包括支援センターのどこの窓口なのか、それを教えていただきたいと思えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○事務局（宮澤係長） 事務局の宮澤です。ご質問ありがとうございます。

1点目の質問についてまずご回答いたします。18ページの2-(1)-20、ほっと支援センターの体制強化につきまして、こちら6,000人というのは高齢者人口になります。利用者というところで誤解を与える表記で大変申し訳ございません。今、東大和市、65歳以上の高齢者は大体2万3,000人ほどおりますので、その辺りを4つで割りますと6,000人弱という形で対応できればというところで、1つほっと支援センターを追加しております。

○事務局（石嶋課長） すみません、地域包括ケア推進課の石嶋です。

シルバー人材センターの支援、26ページ、3-(2)-40番になると思います。本日福祉推進課職員が不在ですのではっきりしたことは、私も確定なことは言えないですが、高齢者の方が今まで定年で退職されるような方もいらっしゃると思うのですが、働き続ける方が、元気なうちは働きたいという方が増えているのだと思います。それによって、シルバー人材センターの会員さんになる方が、もしかして減ってきているのではないかと、いうところをシルバー人材センターのほうは危惧しているという内容と受け止めておりますので、60~65歳で働いている人が登録できないのかっていうと、ちょっとそれはもしかしたら違うのかもしれない。もともとの登録される方が減ってきているということが多分課題として認識されているのかというふうには受け止めてございます。

3点目の、39ページの介護人材のイメージのパンフレットなんですけど、東京都のほうからそれなりのパンフレットが届いたというところで、介護保険課の窓口、地域包括ケア推進課の窓口等で配布のほうをさせていただいたところでございます。

説明は以上になります。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

ほっと支援センターが1か所増えて、スタッフ、職員の方は所定の人数が配置されているわけですね。

ほかにかがででしょうか。お願いします。

○委員 そのほっと支援センターについて僕のほうで伺いたいのは、ほっと支援センター1つ増えたのですが、意外にほっと支援センターって、やってもらえる業務がほっと支援センターによってばらつきがあるのではないかという印象があって、必ずほっと支援センターだと同じようなサービスを受けられるという感じではないと思うのですが、その点はいかがですかね。

○事務局（石嶋課長） ありがとうございます。ほっと支援センター、4か所あるのですが、市の業務委託もしくは市で管理という形で実施をしています。仕様書に基づいて実施をしていただいておりますので、基本的には内容は一緒のことをお願いする形になっております。委員のほうから、そのように感じられるというご意見頂きましたので、その部分につきましては、介護保険運営協議会の部会にもなります地域包括支援センター、包括運営協議会もありますので、その中で各ほっと支援センターのほうに情報共有を図ってまいりたいと思いますので、今後そのような、ぜひ対応したいと思います。

○委員 あと、ほかにももう一つ。11ページの1-(2)-5のところに入っている在宅療養生活を支えるための多職種情報共有体制の構築というところなんですけど、こちらのICTについては、実は僕以外に、他の先生にも昨年お世話になって、どういったところで今の使っているICTの使いにくいところがあるかとか、どういうふうにしていこうかっていう話をしていたのですが、実はこれをどこで市とうまく話をしたらいいのかなか分からなくて。

実は話し合っている段階で既に予算とかが決まっていて、カナミックを使うっていうことに決まっていたっていう話になって、最初にじゃあゴーサインを出されてちょっと内容を精査してくれて言われたときには、もう話は実は終わっていたという形になっていて、今後市内で、今大きくカナミックっていうシステムと、あと、ほかのもう一つのシステムあるのですが、その規格の違いで、実は市のほうで推しているシステムのほうで登録人数が伸び悩んでいて、地域の医師会とかそういったところで推されているほかのシステムのほうが勢いがいいということで、どういうふうにしたいかっていう話をしていくときに、どこを通せばいいのか窓口があんまり分からないのですが、教えていただければ助かります。

○事務局（石嶋課長） ご意見ありがとうございます。現在、ICTのカナミックに関しましては、市のほうが東大和市医師会のほうに委託をして管理運用していただいているところでございます。カナミックと、もう一つのシステムっていうのが私今ぱっと分からな

いですが、どちらのシステムをとということでの話ということであるのであれば、市の地域包括ケア推進課のほうに、お話しは聞かせていただいた上で、その上での対応になると思いますので、よろしく願いいたします。

○委員 あと、先ほどからお話しになっているシルバー人材の話ですけど、実はシルバー人材で私の患者さんでも働いている方がいらっしゃるんですけど、この頃そういう方が結構愚痴るのは、ずっと登録している人の中で、仕事ができない人がやって来て私が割を食うんですってという話をよくされるんですけど、実際参加されている方たちが働いているかどうかのチェックって、市のほうでされるのですか。

○事務局（石嶋課長） シルバー人材センターの関係ですけども、今この場で出席している事務局のほうで把握をしておりません。後ほど改めて確認したら、委員の皆様にご回答のほうをさせていただければと思いますので。

○委員 分かりました。すみません。ちょっと細かい内容で申し訳ありません。

○会長 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○委員 お願いします。40ページの4-(4)-64の、市の認定ヘルパー養成講座についてなんですけど、13名参加されたということで、2期で13名ということで、人数は結構集まられたのかなと思うのですが。この就労率っていうのは大体どのくらいだったのでしょうか。

○事務局（宮澤係長） 事務局の宮澤です。就労率につきまして、実は正確な数字を我々持っているわけではないのですが、アンケート調査を今年度行いまして、こちらで実際就労している方、確認できただけでは10名いらっしゃいました。ただ、こちらの認定ヘルパーは延べ今まで130名ほど終了している方がおりますので、ここから考えると1割に満たない就労率になっております。

○委員 この13名のうち10名ではなくて、今までの延べの人数でということですね。ありがとうございます。

今現在の実際のヘルパーの養成講座、民間のものとかも大体1割ぐらいということなので、同じぐらいなのかなと今思いました。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 ちなみに、この緩和型サービスをできる事業所というか、やっている事業所というのがそんなにないかなと思うのですが、これは今後増えていくような見通しとかってというのはあるんですか。

多分、軽度者が多いということは要支援の方が多いということだと思うので、この緩和型サービスなどを使われる方が多いのかなと思うのですが、事業者がやはり、この緩和型サービスあまりやりたがらない事業者が多いっていうのを聞いたことがあるのですが、そうしますと、やっぱりこの緩和型サービスができる事業者が増えていかないと、認定ヘルパーさんも増やしていくことができなかつたりというのがあるのかなと思うのですが。

○事務局（里見課長） 32ページをお開きいただけますでしょうか。この上のほうの段になりますが、東大和市介護予防・生活支援サービス事業としまして、訪問事業と通所の事業を行っております。一番上のところは国基準相当サービスとって、いわゆる身体介助も含めたサービスになるのですけれども、これよりも緩和型サービスのほうが利用率は高くなっています。

通所に関しましても、国基準と緩和型を比較いたしますと、緩和型のほうが増えていて、どちらかという緩和型が今伸びているような状況になっております。

以上です。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 ほかにいかがですか。

○委員 じゃあ最後に1つ。後見人の、成年後見のサービスを使うようにという、こちらの推進のことをやってらっしゃるのですが、何ページでしたっけ。

（「45ページじゃないですか」の声あり）

○委員 45ページぐらいですか。44ページ、45ページのところにあるのですが、実は市内で成年後見をやっていただける方の人数が少ないのではないかなというふうに関心には思っているのですが、そういった成年後見の後見人をやっていただける方の養成みたいなものは、どういうふうになっているのかというのほどこにも入っていないのかなと思うのですが、そういったのは今後入れる予定はあるんですかね。

○事務局（石嶋課長） 成年後見をやっていただける方を今後市が養成する必要があるのではないかとご意見でよろしかったでしょうか。

○委員 はい。

○事務局（石嶋課長） それについて、今市のほうでどういう検討をされているかというのは把握できてないですけども、そういうご意見があったということ、関係する課のほうには伝えさせていただきます。

○委員 社協のほうと話していると、継続的に個人にお願いするのは難しいので、例えば事業所とか企業を対象にして成年後見人をつくるとか、そういったことを考えていたり、あと、成年後見人になるのに当たって必要な講座みたいなものがあるのですが、実は東大和市の近辺ではなかなか受けられずに、都心に行かないと受けられないんですよ。

ですから、具体的にそういうふうなのをやってみたらできますかねって僕も相談を受けたことがあるんですけど、それを社協さんに相談したところ、なかなか道が険しくて、そう簡単になれない状況なんですよ。ですから、そういったのを少し整理してもらえるといいのかなという印象はありますね。

○会長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

成年後見制度、できて二十何年たっているのですが、なかなか利用が促進していない、

非常に低い利用率ということで、これから認知症の高齢者が非常に増えていくという中で、この成年後見制度の利用を促進していくということが、これからの課題になっていくかと思っておりますので、その中で、市民後見人を育成していくとか、法人が後見をすることが多分これから市の計画の中でも進められていくのかなというふうに思っておりますけど、よろしく願いいたします。

ほかにいかがですかね。

**○委員** お世話になってます。一般介護予防事業っていう、32ページのところにあるのですが、この楽しみマッスル教室とかいきいき運動プラスとかいうのがあるのですが、これってすごく募集人数が少ないと私思っているんですね、高齢者に対する。これってもう少し何とかありませんかっていうのがあって。

私何年か前に、年に2回、何の理由もなく転倒したことがあるんですね。そしてそのときにチェックリストがきたときに、素直に書いたんですね。そしたら「少しおかしくないですか」というので「ちょっとやりましょうよ」ということになって、させていただいたんですね、トレーニング等、東大和市ケアセンターだったんです、そのときはね。

とってもいい勉強と、「ああこういうふうにするんだ」となって。そのときに何人かの人たちがいて、その人たちの1人は私が個人的にサロンをやっているんで、ずっと来ているんですよ。もうだから長いお付き合いになっているんですよ。そういう人たちにしても、どんどん高齢化がひどくなってきて、本当に怖いですよ、見ていて。自分もひっくるめて。

そうすると、あれはあれきりでも、またあれをやってもらいたいと思うのですが、マシンを使うって結構すごいことなんですけど、カーブスにあるんですね、割と同じような。だけどカーブスって結局なかなか難しいんですよ。要するにたくさんの方がこうぐるぐる回るようなの。そうじゃなくて、高齢者にいいような、こういうのをもう少し増やしてもらったらありがたい人がたくさんいるんじゃないのかなと思って。「どう？」って言うと、人数少ないから手を挙げてどうせ駄目じゃないかとか、そういうふうな最初から諦めている人と、それから、もしくはお金払ってでも専門家のところに、カーブスじゃなくて、施設ありますよね。そういうところ、1年中忙しいと思うんですけど皆さん、でも、社会福祉士さんとかいろいろいらっしゃる中で、そういう専門の人たちに訓練してもらいたい。そうすると何とか自力でやれるようになるんじゃないかとか、そういう意見も結構あるんですね。

できればそういうことも検討していただきたいというのがあって、うちに、もう今要支援1で、こういう状態の方も来てくださっているんですよ、サロンにね。そういう人たちが1週間に1回でも月に1回でもそういうところがあると楽しみだっておっしゃるんですね。でも、介護予防で私たちは、やっているのだから——ほかの人の意見ですよ。

「そういう人たちは施設でお世話になればいい」という冷たいこと言う人もいます

よね。だけどそうじゃなくって、介護支援をなくすように、普通に支援を受けなくてもいいようになるために私たちは介護予防って一生懸命やっているわけだからって言って、まあまああって言っているんですけど、できればこういうことがたくさんあればいいなって思っておりますので、その辺、ご検討よろしく申し上げます。

以上です。

**○事務局（石嶋課長）** ご意見として受けさせていただきます。

1年間でやれる期間ですとか、会場、それプラスお金のこともあるんですけど、そういうこともありまして、今やっている回数とかってというのが結構パンパンでやっているという事実はございます。ただ、市民の皆様からやっぱり希望者が多いというところで、マッスル教室なんかのほうについては抽選になることもございますので、ご意見としてお預かりさせていただければと思います。

**○委員** ぜひお願いしたいです。

それで、もう一ついいですか。そのことで、元気ゆうゆう体操、すそ野を広げようということで、前回、前のときにそういう話で、昨日何でしたっけ、あの方が一生懸命そういうふうな方向でいってくださって、皆様のご協力でポイント制になりましたよね。

ポイント制って本当にいいことですが、今回、今期間、たしかポイントが2倍っていうふうな形になったんですね。90ポイントがね。何しろ倍になったんですよ、参加すると頂ける分が。それってかなりの費用だと思うんですね、私なんか計算すると。そういうことを考えると、もう少し予算も多少そちらのほうに回してくださってもいいのではないかな。元気ゆうゆう体操のほうもすごくありがたいのですけれども、そういうもののほうにも、そちらのほうにも、できれば予算の分配をしてもらおうとありがたいというふうに思います。わがままなようなんですけども、よろしく願いいたします。

**○委員** 先ほどの成年後見制度の、東大和には個人として成年後見人というのがいらっしゃるんですか。それともまた事業所が、法人があるのですか。

実を言いますと、うち、ガス屋でして、ガスの集金にお伺いするお宅が、この頃高齢者のお宅が増えてきまして、集金に行っても、実際にお財布からお金を出して払うことができないお客様、何人かいらっしゃるんですよ。1件いらっしゃるしまして、その方はもう払えなくて、どんどんガス代がたまっちゃっていくわけですね。ただ、止めるわけにもいかないので。誰も親戚の方も何も分からないんですよ。

それでどうしたものかと思っていたら、他市のほうの司法書士か分からないんですけども、そういった方が、後見人だっというのでこちらで責任を持って支払いますっていう連絡が来たんですね。東大和にもそういうふうな方はいらっしゃるのかどうかお聞きしたいんですけど。

例えば、だからそういう方、どんどんこれから増えてくるんですよ。一人住まいの高齢者のお宅が。そうすると、ガスの使用も危ないですし、そういうのを集金したりですね。

自動振替にしても、口座に逆にお金を入れられないので払えなくて自動振替ができなかったりするわけなんですね。

もう一件あるのは、うちの者が行くと、1件あったのですが、こたつで倒れられていたんですね。いつも行っている人間ですので要領分かっていますから、居間のこたつで倒れているのを発見して、市役所のほうに連絡したのですが、そういった家庭が増えてくるんですけども、そういった家庭を見る後見人みたいな人は東大和にはどのくらいいるのかお聞きしたいなと思ひまして。

○会長 恐らく弁護士会とか司法書士、リーガルサポート……

○委員 司法書士ですね。

○会長 ……あと、社会福祉士の「ぱあとなあ」とかがブロックごとに家裁に登録していますので、場合によっては東大和市の弁護士会とかリーガルマインドのほうの登録は結構いらっしゃるのかなと思ひますけど、人数のほうは。

○委員 だから、そういうのを、そういう家庭、これからどんどん増えてくと思うのですが、そういったのをやはり東大和にたくさん、後見人の方がたくさんいれば、法人でもいいのですが、そういったところへ連絡すれば面倒見てくれると。本当に親戚もいない。子どももいなくて親戚もいないと。本当、一人住まいでかわいそうだよねって言ってね。特にアパートなんかに住んでいる方はね。

以上です。

○会長 何か社協さんのほうで。

(「そうですよね。後見人制度やってらっしゃいますもんね」の声あり)

○会長 中核機関でね。

(「うん、そうですね」の声あり)

○委員 すみません。成年後見制度の推進ということで社協のほうは、やっているのですが、こちらに書いてある中核機関とか、市民後見とか、法人後見、こちらにつきましては、現在まだ市と調整が整っておりませんので、実際はできてないという状況です。

それで、先ほど出ました市民後見人、こちらはカリキュラムが52単位ということで、52時間受講しないといけないというような、そんな条件もあります。

それとあと、成年後見の、こちらの市の各部署が、この人をどういうふうに支援しているかというときに、相談できる支援検討会議というのがあるのですが、これは弁護士、司法書士、社会福祉士、こちらの方が対応して、その方の方向性を検討するというような会議があります。

それで、例えば成年後見必要だというようなところで、「じゃ、この先生にどうですか」という、そこはできないんですね。おっしゃったように、弁護士会とかリーガルの立川支部とか、そういった団体をご紹介するのはできるのですが、この先生にというのは、偏ってしまったりもするので。団体を紹介するというようなことでは行っています。

市民後見、ここで武蔵村山と立川と昭島が協働で市民後見の養成講座とかは、やっているのですが、当市の場合はそこに、すみません、いろんな予算的なこともありまして、今回乗れなかったというのがあります。ただ、市と協議は進めております。進め方等、その他予算についてですね。

以上です。

○会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにかがですかね。もしご意見がないようでしたら、今頂戴しましたご意見につきましては、既に第9期の計画が進んでいますので、その進捗状況の確認等に反映をさせていきたいというふうに思っております。

ほかになれば次の議題に、「令和6年度の事業取組状況について」に移ります。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（石嶋課長） 事務局の石嶋です。私のほうから、議題の2になります「令和6年度の事業取組状況について」、ご説明のほうをいたします。

前回7月に開催いたしました第1回の本協議会におきまして、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について、諮問のほうをさせていただきました。現在、第9期介護保険事業計画の計画期間中であり、9期計画に定めた基本目標の実現に向けた重点プラン及び各種施策について取組を進めておりますことから、まだ年度の途中ではございますけれども、委員の皆様のように新たに取組を行ったものですとか今後の予定についてご説明申し上げますとともに、次期計画の策定に向けた課題、論点整理の一助となりますよう、ご説明のほうをさせていただければと思います。

当日の配布資料で恐縮でございます。手元にA4の資料、ホチキス留めのご用意させていただきました。適宜ご参照いただきながらでよろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

パワーポイントの、表紙の2と書いてあるところをご覧いただければと思います。現在、国のほうにおきましても、幾つか高齢者施策のほうに関して動きがございますので、既に報道などによりご存じの方もいらっしゃると思いますが、情報の提供のほうをさせていただければと思います。

まず、1点目につきましては、国の認知症対策に関する動きになります。国におきましては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を1月1日に施行したことを踏まえまして、認知症の人を含め全ての人が人格と個性を尊重し支え合いながら共生する社会の実現に向けて、認知症施策推進関係者会議において施策推進基本計画の策定を現在進めているところでございます。

既に基本計画の案自体は令和6年の9月に公表されておきまして、この秋に閣議の決定

が予定されているとのことではございますが、現在のところ、まだ決定のほうはされていないようなところでございます。

基本法の第1条では、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進すること」、このことが明記されておりまして、共生社会の実現に向けた認知症施策に関する取組を今後推進していくこととしてございます。

また、本計画内におきまして新たに示されているワードといたしまして「新しい認知症観」というものがございます。この「新しい認知症観」につきましては、認知症になったら何もできなくなるということではなくて、認知症になってからも一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けていくことができるという考え方でございます。

認知症の人を含めた全ての人が「新しい認知症観」に立つこと、そして認知症の人の自らの意思によって、多様な主体と一緒に日常生活や社会生活を営むことができる社会をつくり上げていく必要があると、本計画上では記載されてございます。

また、地方公共団体に関する記載といたしましては、地方公共団体は認知症の人や家族などにとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施する重要な役割を担っておりますことから、基本法では、都道府県及び市区町村で、認知症施策推進計画の策定が努力義務とされてございます。

また、地域の実情に応じた認知症施策を認知症の人や関係者と共に展開すること、様々な分野にまたがる認知症施策を地方公共団体の関係部署間で分野横断的に取り組むことの重要性などが記載されてございました。

現在東京都では、認知症との共生を推進するための令和7年度を初年度とする「東京都認知症施策推進計画」の策定を進めている状況でございます。今後におきまして、国や東京都の計画を踏まえた施策の検討が、市においても必要になると考えております。

国の動向、2点目のところでございます。高齢者施策大綱についてでございますが、こちらは令和6年の9月に閣議決定されたものでございます。政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針といたしまして、おおよそ5年ごとに定められているものでございます。

高齢化率の上昇や、それに伴います生産年齢人口の減少の中で、労働力不足や経済規模の縮小に加えて、地域社会の担い手不足が懸念される中、高齢者の就業意欲の高まりですとか、体力的な若返りなどを踏まえて、年齢に関わらずに様々な活動に参画する多様な機会の確保ですとか、その能力を十分に発揮できる環境をつくっていく重要性が記載されております。

またその一方で、今後見込まれております一人暮らしの高齢者ですとか、認知機能が低下する人がさらに増加することを見込まれておりますことから、人とのつながりの希薄化、

望まない孤独・孤立対策など、地域社会のつながりや支え合いによる社会の構築が現在求められておるところでございます。

高齢社会をめぐる様々な変化に伴う社会課題に対処し、持続可能な経済社会の構築のために、本対策大綱のほうでは3つの基本的な考え方が示されているところがございます。

その3つの基本的な考え方でございますが、1つ目といたしまして、年齢に関わりなく希望に応じ活躍し続けられる経済社会の構築、2点目といたしまして、一人暮らしの高齢者の増加等、環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、3点目といたしましては、加齢に伴う身体・認知機能の変化に対応したきめ細やかな施策展開・社会システムの構築、この3点となっております。

この基本的考え方を踏まえて各分野別ごとに基本的な施策等を定めているところがございますが、先ほども申し上げましたとおり、政府が推進すべき総合的な高齢社会対策の指針でございますことから、大綱に示されている分野につきましては、健康ですとか福祉、そういった分野のみならず就業ですとか所得、学習・社会参加、生活環境から研究開発など多岐にわたっておりまして、直接自治体のほうで施策展開とつながらないものもございしますが、今後少なくとも5年程度は本大綱に基づきました国の施策展開が図られるところでございますことから、今回ご紹介のほうをさせていただきます。

私個人的に大綱を見た中で印象的な記載といたしましては、資料のところにもちょっと記載のほうをさせていただきます。国が示している高齢社会対策、こちらとは、単に増加する高齢者を支えるための取組だけでなく、今後の高齢者の割合がこれまで以上に大きくなっていく社会を前提とした、全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取組と定義しているところがございます。社会の持続可能性を確保するためのあらゆる備えをしていくことが現在急務であるというふうな、現状の危機感を国のほうでは表しているのだなというふうな個人的には感じたところがございます。

なお、参考までに、本大綱ですとか認知症基本法の案につきましては、国のホームページのほうにも掲載されておりますことから、ご紹介のほうをさせていただきます。

国の動向につきましては、以上でございます。

続きまして、1ページおめくりいただければと思います。令和6年度の市の取組（主なもの）、スライドの3番のところがございます。

市の計画上、第9期の計画では、基本目標といたしまして、「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進」の実現に向けた重点プランを5点定めているところがございます。今回主な取組と書いておりますが、今年度令和6年度から新たに取組をしているもの、今後取組予定のものにつきましては、この場をお借りしてご報告のほうをさせていただければと思います。

まず、①でございますが、市報、特集ページの作成でございます。令和6年度、今年度につきましては、市報で1ページを使用した特集ページのほうを、年2回作成をさせてい

いただきました。もう既にいただいております。

1つ目は、例年実施をしているものではございますが、国の認知症月間、9月にありますが、9月の認知症月間の時期に合わせまして、9月15日号市報におきまして、市の認知症に関する取組の紹介記事を掲載いたしました。市で現在実施をしております高齢者等見守りシール交付事業「ただいまオレンジ」ですとか、認知症検診、あと、物忘れあんしん相談会、この相談会、月4回程度、各ほっと支援センターの担当地区ごとに、各ほっと支援センター職員を中心に、市民の方どなたでも参加できるという相談会のほうを実施してございます。あと、9月の認知症月間に合わせました普及・啓発のパネル展示、こちら市のロビーのほうで1か月間実施をいたしました。あと、継続して実施をしております認知症サポーター養成講座など、市の取組のほうを紹介させていただき、認知症の方のみならず、広く市民の皆様に関心と理解を深めていただくために実施をしているものでございます。

特集ページ2つ目につきましては、令和6年11月15日号に、今回新たな取組といたしまして、市の地域包括ケアシステムに関する取組、こちらのほうを紹介させていただきました。

地域包括ケア推進課なのですけれども、なかなか市民の方にご理解が難しい言葉だと理解しております。電話等でお問い合わせがあった際に、「地域包括ケア」と言ってもなかなか高齢の方へ理解してもらえないという実情もありましたことから、市報の一面を今回使わせていただきまして、掲載記事のほうを作りました。

地域包括ケアシステムがどういうものなのかですとか、地域包括ケアシステムの運営のための推進会議というのを実施しておりますという。運営会議には、専門部会といたしまして下に3つ現在部会のほうがございます。在宅医療と介護の連携を推進する部会、認知症対策を検討する部会、そしてもう一つが通える場所等の生活支援の体制の整備をする部会。それぞれの部会長に、部会の取組として、紹介記事のほうを掲載させていただきました。

まだ反響等は届いてないのですが、少しでも市民の皆様に関心を持っていただくことが広く啓発できればいいかなというふうに思って今回取組をしたところでございます。

続きまして、2点目の取組ですが、スライドの4、下のところをご覧いただければと思います。2点目の取組といたしましては、認知症サポーターのステップアップ講座の開催を今後予定しております。

市では、これまで認知症サポーターの養成講座を実施しております、認知症についての正しい理解ですとか、認知症の方と接するときの心構えなどを学んでいただいております。これまでに市では約6,000人を超える方にこの講座のほうを受講していただいているところでございます。

その認知症サポーターで養成をしましたサポーターの1歩進んだ取組といたしまして、認知症の方ですとかそのご家族と共に新たなチームをつくり上げて支援をする仕組みとなります「チームオレンジ」を、令和7年度、来年度新たに立ち上げる予定をしております。その活動にご参加いただけるこれまでサポーターになっていただいていた方を対象としたステップアップ講座というものの開催を予定しております。

開催が、来月12月4日、5日の2日間で開催を、2日とも受講していただく形になるのですが、その中では、意思決定の支援ですとか、認知症の方に必要な社会資源についての講義等をする予定でございます。

なお、このステップアップ講座の内容につきましては、先ほどご紹介させていただきました認知症対策の推進部会のほうで約1年間かけて検討してきた内容となっております。現在のところ、18名ぐらいの申込みをいただいているところでございます。その受講者の方の中から来年度、「チームオレンジ」というものを立ち上げていければというふうに考えているところでございます。

その次、最後3点目になりますが、介護保険サービス事業所に対するアンケート調査、こちらでございますが、今回、私のほうと介護保険課長里見のほうで、今年度前半に市内の特別養護老人ホーム5か所を訪問いたしまして、ざっくばらんな意見交換等させていただきました。

現状の状況ですとか課題などの収集をした上で、その次のステップといたしまして、市内、介護保険サービス事業所複数ありますので、そちらのほうに対してアンケート調査を令和6年度の後半に実施をした上で、今後の市の施策の検討等に生かしていければと考えているところでございます。

令和6年度の新たな取組につきましては、ざっと、以上のところでございまして、最後になります。スライドの5点目になります。第10期計画の策定に向けた来年度以降の取組の予定、あくまで予定でございますが、来年度1年間、最後、実際は再来年度令和8年度が本格の作業になるのですが、第10期計画策定に向けた準備調査というものを、例年12月ごろに実施をする予定で、現在検討のほうを進めております。

あと、来年度以降の介護保険運営協議会の場におきまして、何回か、4回程度開催のほうを予定させていただいておりますが、現在市のほうで抱えている課題等の整理を進めていければというふうに考えてございます。委員の皆様におかれましては、その課題に対してざっくばらんな意見等を、今後、来年度以降お聞かせいただいた上で、市の施策のほうに反映していくような形で進めていければと考えておりますので、来年度以降につきましてもよろしくお願い申し上げます。

**○事務局（里見課長）** 私のほうからは、先ほど石嶋のほうから説明いたしました介護サービス事業所の状況について簡単にご説明したいと思います。

令和6年度から第9期の計画に入りまして、介護サービス事業所につきましてもいろいろ

る動きがございます。令和6年度に入りまして居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネの事業所が2か所、そして訪問介護事業所が2か所、地域密着型の通所介護事業所が2か所、それぞれ既にもう開設しております。このほかにも、新たな事業所の開設について介護保険課のほうに相談も来ていることから、今後も企業側の動きも活発になるのではないかと、いうふうに考えております。

また、市内の特別養護老人ホームにつきましては、市内に5施設ございますが、その状況についてヒアリングなどを実施しました。築年数で言いますと、10年未満の施設が1施設、10年から20年の間の施設が1施設、そして20年から30年が1施設で、30年以上の施設が2施設となっております。いずれも更新の時期というのがあるかと思いますので、その辺のことも伺いたいなというふうに考えています。

入居率は、ほとんどの施設で年間を通じましてほぼ満床の状態であります。やはり、一昔前よりもどちらかというと介護度が高い方、今、要介護3以上の方が対象になっているというのもあるのですけども、高い方が入居されているので、大体平均すると介護度は3.9とか4とか、それぐらいになるとおっしゃっていました。

そうしますと、やはり入院であるとか、やっぱり医療的ケアが必要な方っていうのはなかなか受入れが難しいっていう話もありましたし、それで入退所が結構頻繁にあるので、そういった意味で、実際の稼働率がちょっと下がってしまうようなことはあるということをおっしゃっていました。でも、ほぼ満床の状態です。

特養への入所希望者数、よく待機者数とかっていう話があるんですけども、全国的には、特養の入れる基準が要介護3以上となってからは、いつときよりは待機者数というのは減っております。東京都が3年に1度、都内の特養ホームの入所希望者数に関する調査を行っておりまして、現時点では令和4年度に行ったものが最新の情報になっております。それでは、要介護3以上の方の入所希望者が、その前の3年、31年の調査よりも約17%減少しているという結果が出ております。

この調査は東大和市の人数も出ており、東大和市の入所希望者は110人となっていて、その前の3年前の調査の133人から同じように17%減少しています。これは東京都の調査なので、他市の比較とかもしやすいので、参考にお知らせいたしました。

また、特養ホームの今後の見通しとしては、やはり人材確保の課題意識というのがすごく高いなというふうに感じております。介護人材の確保の施策につきましては、介護サービスの多くというのは、ほとんどが市民の利用に限定されない広域型のサービス、特養も含めているんな、市とか関係なく皆さん入所されたり利用されたりしますので、このため、介護人材につきましては国の補助を活用しながら、主に東京都が人材確保事業を実施しております。

東京都独自の取組で申し上げますと、令和6年度から、都内に在住する介護職員と居宅介護支援専門員、いわゆるケアマネの居住費として、月1万から2万円の補助をする事業

を開始しております。そして、介護支援専門員、ケアマネの法定研修受講料、ケアマネさんって、定期的に法定の研修を受けなくてはいけないのですが、その費用の一部を補助する事業も開始しているところです。

第9期が始まったところで新しい事業がスタートしたり、いろんな事業者の動きがあるということ、今後の参考にといいことでお話しさせていただきました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま、市のほうから介護保険施設とか介護保険事業所の状況についてご説明をいただきましたけれども、せっかくの機会ですから、実際現場でご苦労されている方の現状等のご説明等いただくと大変助かりますけど、いかがでしょうかね。

○委員 人材不足のほうなんですけども、ヘルパーさんなんか、80代の方なんかもういっちゃって、利用者様のほうも「高齢の人は、手伝ってもらうのは……」と言って遠慮される方もいらっちゃったりとか、本当にヘルパーだけではなく、いろんな介護職員の人数が足りなくなっているなというのは思います。なかなか若い世代が今仕事をたくさん選べるようになってしまったので、介護のほうに進んでくださる方が減っているのと、あと、今まで専業主婦だった方が、ちょっと手が空いたときに仕事をしたらいいなということでヘルパーさんみたいなことをしていた方がいらっちゃったんですけど、今の若い世代の方たちは皆さん就労されている方が多いので、なかなかそうやってヘルパーさんになろうという方が減っているのも原因なのではないのかなと思います。なので、今後、もう少し介護職に対して支援していただくと助かるのかなとは思っています。よろしいでしょうか。

○会長 ありがとうございます。ほかにいかがですかね。

○委員 すみません、もしかしたら私の勉強不足かもしれないのですが、最近高齢ドライバーの方の、ごめんなさい、ちょっと事業所の件とかではないのですが、事故が増えていますよね。先日、うちの義理の父も高齢ドライバーで、82歳で事故を起こしまして、幸いけがをされる方とか人身事故とはならなかったのですが、そのときに警察のほうで検査をしてくださいということで、アルツハイマーの結果が出まして、要介護1になったのですが、やはり東大和市なんか車がないと生活がなかなか難しい場所ではあると思うのですが、高齢ドライバーの方が例えば免許を返上した際に、何か交通機関とかを使えるような施策みたいなものというのは、何か連携みたいなものがあるのでしょうか。変な質問で申し訳ありません。

○事務局（石嶋課長） ありがとうございます。あったような気がするのですが、何がもらえるのかというのがはっきり今分からないのですが、

（「ちょこバスとかですかね」の声あり）

○事務局（石嶋課長） そうですよ。ちょこバスの無料券。回数券。

ちょうど5年度の実績のところ、46ページ、ちょうど都市基盤課のほうで実施して

いる事業でございます。運転免許自主返納制度の周知。市報のほうで年4回周知をしております。自主返納をしていただいた方が今156名いらっしゃる。ちょこバスの回数券を交付して書いてありますので、市内のコミュニティバスの回数券を、幾らかは分からないのですが、そういうことで、多少の足代わりといえますか、ということの事業をやっておりますね。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがですかね。

もしないようでしたら、次の「その他」に移りますけれど、よろしいですか。

では、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局（恵良係長） 事務局のほうからの事務連絡となります。今年度の会議につきましては、本日が最後という形になります。次回開催につきましては次年度という形になるのですが、現時点で日程等は未定となっております。決定次第ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、地域包括支援センター運営協議会、いわゆる包括運協につきましては、年明け、令和7年の2月4日の火曜日午後7時より、こちら市役所会議棟の、部屋が違いまして第1、第2会議室、1階で開催予定ですのでご承知おきください。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。ほかの委員の皆さん、何かご意見、ご質問等ありましたら、最後ですけれど頂戴したいと思います。よろしいですか。

じゃあ、以上をもちまして本協議会は終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。